

令和2年度 周南市奨学生の募集について

周南市では、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学資金を無利子で貸与し、又は給付する制度を実施しています。

周南市奨学金のメリット

- ☆ 低所得者層に対する給付型奨学金（修学支援奨学金）があります
- ☆ 卒業後、周南市に3年以上居住する意志のある方を対象とした、定住促進奨学金があります（償還の特例があります）
- ☆ 日本学生支援機構等が実施する給付型奨学金との併用ができます
- ☆ 高等学校専攻科に在学する人は、大学、高等専門学校（4～5年生、専攻科）専修学校専門課程に在学する人と同じ条件の貸付等金額及び償還期間で利用できます

1. 奨学金の種類

(1) 一般奨学金

学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校及び高等学校並びに同法第124条に規定する専修学校（修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程）に在学する人に対して、無利子で貸し付ける奨学資金

(2) 定住促進奨学金

一般奨学金の貸付けを受ける人のうち、大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、高等学校専攻科及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程）に在学する人で、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学資金の増額を希望する人に対し、一般奨学金と併せて貸し付ける奨学資金 ※償還特例あり（P7参照）

(3) 修学支援奨学金

一般奨学金の貸付けを受ける人のうち、経済的理由により著しく修学が困難な人に対して、一般奨学金と併せて給付する奨学資金

2. 奨学生の要件

今年4月に入学又は在学している学生で、次の(1)～(3)の奨学金の要件を全て満たす人を奨学生の募集対象とし、選考の上、奨学生を決定します。

(1) 一般奨学金

- ① 保護者が本市の住民基本台帳に記録されている人※1
- ② 他の奨学金制度の貸付け（給付型の奨学金を除く）を受けていない人
- ③ 向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる人
- ④ 貸付けが決定したときに連帯保証人が2人いる人
- ⑤ 経済的理由により修学が困難である人※2

(2) 定住促進奨学金

(1)の一般奨学金の要件を全て満たし、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学金の増額を希望する人※3

(3) 修学支援奨学金

(1)の一般奨学金の要件を全て満たし、経済的理由により著しく修学が困難な人※4

※1 申請者、保護者又は連帯保証人が外国人住民であるときは、在留資格(特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれか)があること。

※2 「経済的理由により修学が困難」とは、申請者及び保護者の所得が、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たすことをいいます。

※3 周南市奨学生制度において「定住」とは、「卒業後、継続して3年以上周南市に生活の本拠地を置くこと」をいいます。

※4 修学支援奨学金については、周南市就学援助制度の認定基準を用いて、世帯構成(人数・年齢等)や所得状況をもとに判定します。

3. 奨学金の貸付・給付期間及び金額

(1) 貸付・給付期間

各学校の正規の修業期間とします。

※修学支援奨学金は、**毎年**申請が必要です。前年の所得をもとに審査を行い、申請年度の給付の可否を決定します。

(2) 貸付・給付金額

学校区分		月 額		
		一般奨学金	定住促進奨学金	修学支援奨学金
高等学校(高等学校専攻科を除く)	国公立	貸与 18,000円	/	給付 10,000円
専修学校(高等課程) 高等専門学校(1~3年)	私立	貸与 24,000円		
高等学校専攻科 大学 専修学校(専門課程) 高等専門学校(4~5年・専攻科)	国公立 私立	貸与 35,000円	貸与 10,000円 ※償還の特例あり	

4. 募集期間

5月7日(木)から6月10日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)

5. 奨学金の申請に必要な書類

以下の書類を募集期間内に、教育委員会（教育政策課）まで提出してください。

注意！！

⑥の令和2年度（令和元年中）所得証明書は、**6月1日から**発行可能です。

証明書発行窓口 …… 市役所（課税課、市民課）、新南陽・熊毛・鹿野総合支所及び支所

（5月29日までに提出される場合）

①から⑤までの書類をあらかじめ提出してください。その後、**6月10日までに⑥所得証明書を必ず提出してください。**

（6月1日以降に提出される場合）

①から⑥までの書類を全てそろえて提出してください。

令和2年度に入学された方	左記以外の方
<p>① 一般奨学金・定住促進奨学金貸付申請書 (第1号様式)</p> <p>《希望者のみ》</p> <p>修学支援奨学金給付申請書(第16号様式)</p> <p>② <u>出身校</u>の学校長が発行する 推薦書(第2号様式)</p> <p>③ <u>出身校</u>の学校長が発行する 成績証明書(各学校の様式)</p> <p>④ 在学証明書(各学校の様式)</p> <p>⑤ 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載あり)</p>	<p>① 一般奨学金・定住促進奨学金貸付申請書 (第1号様式)</p> <p>《希望者のみ》</p> <p>修学支援奨学金給付申請書(第16号様式)</p> <p>② <u>在学</u>校の学校長が発行する推薦書 (第2号様式)</p> <p>③ <u>在学</u>校の学校長が発行する成績証明書 (各学校の様式)</p> <p>④ 在学証明書は 不要 です。</p> <p>⑤ 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載あり)</p>
<p>奨学生本人と保護者が別世帯のときは、<u>それぞれの住民票</u>を提出してください。</p> <p>外国人住民の方は在留資格を証明する書類(特別永住者証明書、在留カードの写し)を提出してください。</p>	
<p>⑥ <u>令和2年度(令和元年中)所得証明書</u></p>	<p>⑥ <u>令和2年度(令和元年中)所得証明書</u></p>
<p>証明書の年度にご注意ください。</p> <p>奨学生本人 及び 保護者全員 の所得証明書が必要です。(所得がない方も)</p> <p>* 修学支援奨学金を申請する人は、奨学生本人及び保護者の属する 世帯全員 の所得証明書が必要です。(所得がない方も)</p>	

6. 修学支援奨学金の継続申請

修学支援奨学金の給付については、毎年申請が必要です。

2年目以降は、指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) 修学支援奨学金給付申請書(第16号様式)
- (2) 在学証明書
- (3) 本人及び保護者の属する世帯全員の所得証明書

7. 奨学生決定の時期と通知

奨学金審議会の選考を経て決定し、6月末ごろ結果を通知します。

8. 奨学生決定後の提出書類

奨学生決定通知書が届いた後、指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) 誓約書（決定通知書に同封）
- (2) 奨学金振込先金融機関届（決定通知書に同封）
- (3) 連帯保証人2人の印鑑登録証明書、市区町村民税完納証明書及び住民票の写し
連帯保証人が外国人住民であるときは在留資格を証明する書類
☆市区町村民税の滞納がある方、保証能力がない方(未成年者等)等は認められません。
☆1人は保護者を、もう1人は保護者と別世帯の方をお願いします。

9. 奨学金の貸付・給付方法

毎月10日までに奨学生名義の口座に振込みます。なお、貸付・給付初年度は、初回振込時に4月からその月までの合計額を振込みます。

10. 奨学金の停止

休学したときは、その期間中の貸付け及び給付を停止します。必ず届出をしてください。

11. 奨学金の取消

次のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取消します。

- (1) 保護者が周南市民でなくなったとき。※保護者が市外に引越した場合等をいいます。
- (2) 他の貸付型奨学金を受けるようになったとき。
- (3) 疾病等により卒業の見込みがなくなったとき。
- (4) 市が奨学生として適当でないと認めたとき。
- (5) 奨学生本人が奨学金の貸付け及び給付を必要としなくなったとき。

12. 奨学金の償還

貸付けを受けた奨学金は、下記により償還しなければなりません。

- (1) 据置期間 … 貸付けを受けた学校を卒業後1年以内
- (2) 償還期間 … 据置期間が経過した翌月から開始し、次の期間内に償還終了すること
- ・高等学校（高等学校専攻科を除く）又は高専（1～3年）
… 貸付期間の**2倍**の期間
 - ・高等学校専攻科、大学、専修学校又は高専（4・5年、専攻科）
… 貸付期間の**3倍**の期間
- ※高校及び大学を通じて貸付けを受けた場合は、高校の償還期間に大学等の償還期間を加えた期間となります。
- ☆6ページの償還例を参照してください
- (3) 償還方法 … 納付書又は口座振替により毎月末日*までに償還
- ※ 口座振替の場合、12月は25日、また、土日祝日のときは翌平日に引落としとなります。
- (4) 償還の特例… 定住促進奨学金のみが対象です。7ページを参照してください。

13. 奨学生の義務

- (1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出てください。
- ① 休学、復学、転学、退学、転居、改姓又は他の貸付奨学金制度を受けるようになった等の異動があるとき
 - ② 連帯保証人に関しての変更が生じたとき
- (2) 毎年度4月1日以降の在学証明書を4月末までに提出してください。

14. その他の奨学金の問い合わせ先

- ・公益社団法人 山口県ひとつくり財団 奨学センター ☎ 083-933-4770
- ・独立行政法人 日本学生支援機構 奨学事業相談センター ☎ 0570-03-7240

15. お問い合わせ・申請書類の提出先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 ☎ 0834-22-8532

申請書類を郵送する際は、**奨学金貸付等申請書類在中**と記載ください

※新南陽・熊毛・鹿野総合出張所又は出張所（支所）へ提出することもできます。

《償還例》大学に進学して4年間、奨学金の貸付・給付を受けた場合

1. 一般奨学金の貸付けを受けた場合

○ 貸付けを受けた総額	<u>1,680,000円</u>
内訳	〔 一般奨学金 1,680,000円 〕
○ 償還期間	
○ 償還額	<u>1,680,000円</u>
○ 月々の償還額	<u>月12,000円×140回(11年8か月)</u>

2. 一般奨学金と定住促進奨学金の貸付けを受けた場合

○ 貸付けを受けた総額	<u>2,160,000円</u>
内訳	〔 一般奨学金 1,680,000円 定住促進奨学金 480,000円 〕
○ 償還期間	
(1) 卒業後、市内に3年以上定住した場合 …	<u>480,000円は償還免除</u>
⇒ 1の一般奨学金の貸付けを受けた場合へ	
(2) 卒業後、市内に定住しなかった場合 …	<u>480,000円は償還が必要</u>
○ 償還額	<u>2,160,000円</u>
○ 月々の償還額	<u>月15,000円×144回(12年0か月)</u>

3. 一般奨学金・定住促進奨学金・修学支援奨学金の貸付け・給付を受けた場合

○ 貸付け・給付を受けた総額	<u>2,640,000円</u>	
内訳	〔 一般奨学金 1,680,000円 定住促進奨学金 480,000円 修学支援奨学金 480,000円 → (償還不要) 〕	
○ 償還期間		最大12年間
(1) 卒業後、市内に3年以上定住した場合…定住促進奨学金		<u>480,000円は償還免除</u>
⇒ 1の一般奨学金の貸付けを受けた場合へ		
(2) 卒業後、市内に定住しなかった場合…定住促進奨学金	<u>480,000円は償還が必要</u>	
⇒ 2の(2)卒業後、市内に定住しなかった場合へ		

定住促進奨学金の償還の特例について

定住促進奨学金の貸付けを受け、かつ大学等卒業後、継続して3年以上周南市に定住した場合、定住促進奨学金の償還を免除します。

◎定住促進奨学金について

大学等卒業後、周南市に定住する意志を持つ奨学生に対して、一般奨学金（月額35,000円）に上乗せして貸し付ける制度です。定住促進奨学金のみの申請はできません。

- ・貸付金額：月額10,000円
- ・利息：無利息

◎定住促進奨学金の償還特例について

(1) 対象者（次の要件を全て満たす人）

- ・平成30年度以降、新たに周南市奨学生の申請をした人のうち、定住促進奨学金の貸付けを申請し、貸付けの決定を受けた人
- ・大学等卒業後、継続して3年以上周南市に定住した人

(2) 償還特例の内容

卒業後、市内に定住した期間が3年を超えた時点で、償還免除の申請をした奨学生について、定住促進奨学金貸付額の全額を免除します。

<例> 定住促進奨学金の貸付けを4年間受けた場合

⇒貸付総額48万円（月額1万円×4年間）を免除

※一般奨学金は償還免除の対象となりません。（6ページ参照）

(市内に3年以上定住した場合)

